

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則

平成19年10月11日

規則第21号

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（平成19年2月1日規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の選挙については、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第8条及び第9条に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（選挙長）

第2条 広域連合議員の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

（選挙の告示と依頼）

第3条 広域連合議員の選挙を行うときは、選挙長は、選挙する市町村議会（「議員選出議会」という。以下同じ。）及び選挙すべき人数を告示するとともに、議員選出議会に対して鳥取県後期高齢者医療広域連合議員選挙依頼書（様式第1号）により広域連合議員の選挙を依頼しなければならない。

（選挙結果の報告）

第4条 議員選出議会で選挙を行ったときは、議員選出議会の議長は、直ちにその結果を鳥取県後期高齢者医療広域連合議員選挙結果報告書（様式第2号）によって選挙長に報告しなければならない。

（当選の告示）

第5条 選挙長は、前条の規定により議員選出議会から選挙結果の報告を受けたときは、速やかに議員選出議会、当選人の住所、氏名、生年月日及び広域連合議員としての任期を告示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
平成 年 月 日

市町村議会議長 様

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
選挙長

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙依頼書

年 月 日告示の鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）議員選挙につき、広域連合規約第8条の規定により貴市町村議会において下記のとおり選挙していただき、様式第2号で報告していただきますようよろしくお願いいたします。

記

貴市町村議会で選挙すべき人数 人

平成 年 月 日

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
選挙長 様

市町村議会議長

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告書

年 月 日付発鳥後期高齢総第 号で依頼のあった件については、下記のとおり選挙しましたので、報告します。

記

- 1 選挙年月日
- 2 当選人の住所、氏名、生年月日及び〇〇市町村議会における議員の任期

住所

氏名

生年月日

〇〇市町村議会における議員の任期